

平成 28 年 4 月 13 日

公正取引委員会事務総局・経済取引局  
「介護分野に関する意見交換会」の皆様

一般社団法人 日本在宅介護協会  
会 長 浅 野 芳 生

### 公正取引委員会事務総局・経済取引局「介護分野に関する意見交換会」に係る意見

公正取引委員会事務総局・経済取引局「介護分野に関する意見交換会」に関して、下記の通り、当協会意見を取りまとめさせていただきます。

ご査収のほど、宜しく願いいたします。

記

#### (1) 介護サービス・価格の弾力化（費用の混合介護）

##### ≪意見①≫介護保険市場を更に市場原理を強化した準市場として確立

###### 「介護サービス価格の自由化」と「規制緩和」

今後団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向け、市場が求める介護需要を満たすだけのサービス供給量を確保し、更にはサービスの質的向上・利便性向上を行うには、介護保険市場を更に市場原理を強化した準市場として確立していく必要がある。

介護事業をさらに産業化していく為には、「介護サービス価格の自由化」と「規制緩和」が必要不可欠であり、現在の仕組みの中ではその形成は困難である。

質的向上のインセンティブとなるべき介護報酬は日本国の財務諸表（財務省：2016.3.30 発表）に見られる通り平成 26 年度末段階で 491 兆円もの債務超過（一般会計及び特別会計合算※1）を抱える厳しい財政状況の中で、介護報酬は常に低い水準にとどめられている。

「介護サービス・価格の弾力化」は介護職員の能力向上と事業者の質的向上のインセンティブとなり、更には熟練した介護従事者の賃金向上も期待できるため介護労働力不足問題を解決する策として有効的に機能する。（所得税等の向上へ）

準市場となり競争政策がとられる事で、市場は質的向上だけではなく利便性向上や供給確保に向かう事となり、財政状況に必要な以上にとられる事なく市場の状況に合わせて変化する事が出来ると考える。

##### ≪意見②≫介護保険内外サービスに係る組合せサービスに係るガイドランの策定

###### ローカルルールの撤廃

保険給付と保険外サービスの組合せによるサービス提供は、介護事業者の経営安定に不可欠であり、早急に国は組合せサービスに係るガイドラインを策定し、併せて、保険者により異なる運用とならないよう（ローカルルール）指導をお願いしたい。

### ＜意見③＞軽度要介護者の介護給付から切り離しに関しては慎重な対応

保険給付と保険外サービスの混合提供については、安易に軽度要介護者を保険給付から切り離すのではなく、利用者本人の状態、家族の状況、地域の実情に応じて、柔軟に対応すべきであるとする。軽度要介護者への生活支援サービスは、家事代行業者やボランティアによる「掃除」「洗濯」等の家事援助に加え、安否の確認や認知症早期発見等の役割も担っており、一概に他のサービスで代替できるとは考え得ない

### ＜意見④＞地域支援事業と介護保険事業の一体的な運営を可能とする人員基準の弾力的運用

一部自治体から示されている地域支援事業の基準において、介護保険事業との一体的な運営が困難な事例（例：事業管理者兼務は可能だが、サービス提供責任者の兼務は不可等）もあり、軽度者やその家族に対する介護保険外（生活支援）サービスにおいては、介護保険との一体的な運営が可能となるよう人員基準の弾力的運用が必要である。

## （２） 参入規制の緩和等（特養への営利法人の参入ほか）

### ＜意見①-1＞特別養護老人ホーム経営における参入の規制緩和

現安倍政権が掲げる「ニッポン「一億総活躍」プラン」における2020年までに特養待機者解消に向け、地域医療介護総合確保基金として2015年度補正予算にて1561億円（介護分）、2016年度一般会計予算にて634億円が計上された。しかし52万人とも言われる特養待機者を解消する為には、現行の社会福祉法人の寄付金や補助金などを有する経営では計画を達成していく事は難しいと考える。財政再建を進めるためにも営利法人の創意工夫を活かした経営力を生かし、特別養護老人ホーム経営における参入の規制緩和を是非とも行って頂きたい。

### ＜意見①-2＞医療法人・社会医療法人・株式会社による特別養護老人ホームの設置に関する基準緩和について

現在、特別養護老人ホームの設置、運営できるものは、都道府県、市町村及び社会福祉法人に限定されている。介護保険制度がスタートし15年が経過し、株式会社等による介護付き有料老人ホーム等の経営についての実績・ノウハウの蓄積は、特別養護老人ホームを運営する法人と同等の質を担保することができる段階に入っていると言えると考えられる。

医療法人・社会医療法人・株式会社が特別養護老人ホームの設置・運営ができるものとする規制緩和がなされた暁には、事業者間の競争促進と利用者の適切な選択を通じて、介護サービスの質の向上が図られることが期待される。更には、現在の社会福祉法人への特別養護老人ホーム建設に係る「補助・交付金」を削減することができる可能性があることを合わせて言及する。

当該規制緩和を行うにあたっては、社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームは低

所得者対象の多床室仕様とし、営利法人が運営する特別養護老人ホームは、ホテルコストの負担可能な所得層向けの個室・ユニット型仕様とする等、運営主体の役割に応じた機能分化を図ることが必要と考える。競争政策の推進、低所得者の利用権保障、サービスレベルの維持・向上、事業の効率化等を総合的に勘案した弾力的なスキームを導入すべきである。

#### ＜意見 ②＞社会福祉法人のみに限られた優遇措置の見直し

「ニッポン「一億総活躍」プラン」の主要政策である「介護離職ゼロ」に対する具体策として、国有地を特養建設用地として定期借地権にて社会福祉法人に貸し出し、また「国有財産特別措置法」の規定を一定期間適用して賃料を10年間半額にする方針などが打ち出された。

しかし、日本経済新聞 経済教室（2016.3.28）にて掲載されたように余裕財産があると判定された社会福祉法人も多く施設経営社福全体の純金融資産は2兆円に達しているとも推定されている中で、社会福祉法人のみに限られた優遇措置を見直す必要があると考える。

#### ＜意見 ③＞日常生活支援総合事業（訪問型サービスB・通所型サービスB）について、NPO法人・ボランティア団体しか受託できない。

「日常生活総合支援事業」における「訪問型サービスB・通所型サービスB（住民主体による支援）」において、特定非営利活動法人やボランティア団体でなくては、実施主体になれないとの指摘をする保険者が存在する。

営利法人は地域資源のひとつであり、これまで長い時間をかけ、地域で築いたネットワークや人材・ノウハウを活かすことは、日常生活支援総合事業の促進に寄与するものであると考えます。さらには、地域の商店街振興組合が日常生活支援総合事業に参画を推進する方策も有効であると考えます。

#### ＜意見 ④＞地域密着型事業について、圏域ごとに事業者が指定されて、競争が起きない。

地域密着型サービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「認知症対応型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」

「看護小規模多機能型居宅介護」などは保険者が圏域ごとに事業者を公募等により指定するケースが多く、事業者間の競争原理が起きづらい状況である。

複数の事業者が参入することができることにより、利用者が複数の事業者の中から事業所を選択することが可能になるとともに、事業所間の競争により、サービスの質の向上に繋がるものであると考えます。

#### ＜意見 ⑤＞一部地域では地域包括支援センター受託が社会福祉法人等しかできない

地域包括支援センターの受託先は、社会福祉法人（54.9%）・社会福祉協議会（18.6%）・株式会社（2.3%）<sup>(1)</sup>と偏っている状況である。一部の地域ではその傾向は顕著である。利用者の相談を受け、事業者を薦める「地域包括支援センター」は「社会福祉法人がほぼ独占し、その系列事業所が多くの利用者を抱えている」という現場からの声も聞

かれる。地域包括支援センター受託に関しても門戸を広げることにより、新規参入を促進することでサービスの質の向上に繋がるものであると考え。

(1) …平成24年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業報告書」より

#### ＜意見⑦＞社会福祉法人と営利法人とのイコールドフィッティング

多様な経営主体がサービスの質・利用者の利便性を高めるよう、経営主体間のイコールドフィッティングの確立を希望します。

### (3) その他

#### ＜意見⑥＞真の成長戦略の必要性

2016年1～3月期の実質成長率は国内需要が振るわず2四半期連続でマイナスになるとの見方が出てきております。アベノミクスが始まって3年金融緩和さらにマイナス金利政策の効果も見えない今こそ真の成長戦略が必要ではないでしょうか。

2015年6月に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2015－未来への投資・生産性革命－』では「戦略市場創造プラン」において「ヘルス産業の創出支援」と題し「健康寿命を延伸し医療介護需要の抑制につなげつつ、新たな成長産業の育成と地域活性化を実現するため地域における公的保険外のヘルスケア産業の活性化を推進していく必要がある」と記載されています。

この事を実現していくことが国民の将来不安が解消され活力のある社会の実現の中で個人消費が増加しGDP600兆円が具体化されることと考えます。

#### 【日本経済新聞3月14日(月)の景気指標から】

- ・国内総生産(GDP)については、2015年10－12がマイナス成長であり、2016年1－3も厳しい状況が予想される。
- ・現金給付総額は、全産業前年比で微増である。
- ・一方消費支出2人以上世帯(家計支出)は、こここのところマイナスが続いている。
- ・消費者物価指数は、14年度は前年比でプラス2.8(2.0は消費税分)でこここのところほぼ変化はない。
- ・マネタリーベースは金融緩和で増加の一途。しかし、M3は変わらない。つまり銀行の貸し出しは増えていない。

これらを相対的に捉えると、真の成長戦略こそが求められていると考える。

#### ＜意見②＞事業所統廃合に伴う手続き・管理の為の規制緩和

今後生産性や質の向上の為に、スケールメリットを出すべく事業所の統廃合が進むことが想定されるが、合併に関する法制度において、統廃合に不要なコストを発生させる要素があると思われる。

会社法に基づく企業合併により運営法人が変更となる際、実態として利用者や従業員に変更が無くても指定申請上は変更申請ではなく、事業所の廃止と新規申請が必要となり、申請手続きとその為のコストが発生する。また、事業所番号が変更になる事で、関係各所への説明・連絡やシステム投資などの手間とコストが発生する。介護事業全般の生産性を高め、社会保障費の抑制をする為には、この様な、手続きや管理の為の規制緩和が必要であると考えます。

### ＜意見③＞競争政策を推進する観点からの要望

競争政策を推進する観点から政府は、利用者が安心してサービスが受けられ、介護事業者の経営安定・介護従事者の雇用環境改善が達成できるよう、以下の措置が速やかに講じることを強く要望する。

- ① 介護報酬の大幅な引下げは、事業経営や介護人材確保に深刻な打撃を与えており、保険制度の持続可能性を確保するためにも、速やかに処遇改善加算の報酬本体への組み入れを含む介護報酬の大幅引上げを行うこと。
- ② 地域支援事業のサービスレベルを維持し、地域格差を解消するため、国の財政支援を継続するとともに、次期制度改正にあたっては、要支援者・要介護者へのサービスの地域支援事業への更なる移行や保険外化は行うべきでないこと。
- ③ 医療・介護の「2025年問題」に対応するため、「地域医療介護総合確保基金」の充実・弾力的な活用に加え、特に介護人材の確保については、資格要件の緩和等を図る等、国の主導により実効性のある支援策を確立すること。

以上